

三宮中央通り駐車場 避難確保・浸水防止計画

令和7年（2025年）8月

神戸市道路公社

三宮中央通り駐車場 避難確保・浸水防止計画 目次

第1条	計画の目的	1
第2条	計画の対象区域	1
第3条	計画の適用範囲	1
第4条	災害の想定	1
第5条	自衛水防組織の体制	1
第6条	情報収集及び情報伝達	2
第7条	浸水防止に関する活動	3
第8条	避難誘導に関する活動	3
第9条	情報収集及び避難の確保を図るための施設の整備	4
第10条	防災教育及び訓練の実施	4
第11条	計画の見直し	4
別添1	神戸市浸水想定区域図(抜粋版)	5
別添2	神戸市道路公社駐車場自衛水防組織活動要領	6
別添3	三宮中央通り駐車場 止水板設置箇所および保管場所	11
別添4	避難場所：磯上体育館	12
別添5	三宮中央通り駐車場避難経路図	13

三宮中央通り駐車場 避難確保・浸水防止計画

(計画の目的)

第1条 本計画は、水防法第15条の2に準じ必要な措置に関する計画を作成し、三宮中央通り駐車場の全勤務者及び利用者の河川の氾濫や集中豪雨等による浸水または浸水が予想される時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ること及び浸水を防止することを目的とする。なお、津波による避難及び浸水防止対策については、別に定めるものによる。

(計画の対象区域)

第2条 本計画の対象区域は、三宮中央通り駐車場全域とする。

施設名称(所在地)

三宮中央通り駐車場(神戸市中央区三宮町1丁目ほか)

(計画の適用範囲)

第3条 本計画は、三宮中央通り駐車場の区域内に勤務(三宮中央通り駐車場管理運営業務委託業者(以下「管理委託業者」という。)を含む。)する従業員及び、施設を利用する全ての者に適用するものとする。

また、管理委託業者は、神戸市道路公社の指揮下に入り、与えられた任務を遂行するものとする。

(災害の想定)

第4条 本計画で対象とする災害は、次のとおりとする。

- ・河川氾濫による洪水(「神戸市浸水想定区域図」による)(別添1抜粋版)

(自衛水防組織の体制)

第5条 本計画による活動は、別添2「神戸市道路公社駐車場自衛水防組織活動要領」に基づく自衛水防組織がこれを行うものとし、その防災体制の判断については、次のとおりとする。なお、同組織の構成員の待機・出動については神戸市道路公社防災体制に準ずる。

- (1) 統括管理者は体制確立について、第6条の情報に基づき、神戸市防災指令等を参考にしつつ、三宮中央通り駐車場の周辺状況に対応し判断するものとし、活動内容は、次の表のとおりとする。

①河川氾濫による洪水時

(直接浸水：鯉川／連続施設からの浸水：新湊川・生田川・宇治川)

体制	体制確立の判断 (防災指令との関連)	活動内容	対応組織
注意	・今後、天候の悪化が見込まれるとき ・台風の進路に当たる場合や局地的な集中豪雨が予想されるとき ・上記記載の川の水位が「はん濫注意水位に達した」と、神戸市より報告を受けたとき (連絡員待機指令・防災指令1号相当)	・各班への注意体制確立の指示	指揮班
		・洪水予報等の情報収集【第6条(1)】	総務班・現地班
		・関係機関との情報連絡【第6条(2)】	総務班
		・避難誘導に使用する資器材の準備【第9条(2)】	現地班
		・浸水防止に使用する資器材の準備【第7条(1)】	現地班
警戒	・今後、上記記載の川の氾濫により、洪水が発生し、浸水のおそれが想定されるとき (防災指令2号相当) 非常体制に入りつつある状態	・各班への警戒体制確立の指示	指揮班
		・洪水予報等の情報収集【第6条(1)】	総務班・現地班
		・関係機関への情報伝達【第6条(2)】	総務班
		・浸水防止実施の指示	指揮班
		・避難誘導実施の指示	指揮班
		・浸水防止の実施(土のう等の設置)【第7条(2)】	現地班
		・避難誘導の実施(場内アナウンス①の実施)【第8条(2)】	現地班
		・歩行者出入口部の閉鎖(カラーコーン等の設置)【第8条(2)】	現地班
非常	・浸水が確認されたとき ・避難指示が発令されたとき (防災指令3号相当)	・各班への非常体制確立の指示	指揮班
		・洪水警報等の情報収集【第6条(1)】	総務班
		・関係機関への情報伝達【第6条(2)】	総務班
		・避難誘導の実施(場内アナウンス①又は②の実施)【第8条(2)】	現地班

(情報収集及び情報伝達)

第6条 情報収集及び情報伝達は次のとおりとする。

(1) 情報の収集方法

浸水の危険性把握のために、次により情報を収集する。

①収集する情報

- ・気象情報
- ・行政機関からの情報

②収集する方法

- ・インターネットにより収集する。
- ・ひょうご防災ネットに登録して、メールで情報を収集する。
- ・テレビ・ラジオ等により収集する。
- ・地上部の状況を目視で確認する。

(2) 情報伝達方法

情報伝達は、次の関係機関に行うものとする。

・関係機関連絡先

連 絡 先	備 考
神戸地下街株式会社	さんちか
神戸市建設局防災課	

(浸水防止に関する活動)

第7条 河川氾濫による洪水時の浸水防止については、次のとおりとする。

※止水板設置箇所及び土のう・止水板保管場所については別添3のとおりとする。

(1) 注意体制

土のう・止水板設置の準備を行う。

(2) 警戒体制

- ・避難完了後、歩行者出入口及び、車両入口に土のう又は止水板を設置する。
- ・浸水により、土のう・止水板を設置する時間がない場合、従業員の安全を考慮し避難する。

(避難誘導に関する活動)

第8条 河川氾濫による洪水時の避難誘導については、次のとおりとする。

(1) 避難時期

警戒体制に移行後、速やかに避難誘導を開始する。

(2) 避難誘導

- ・浸水のおそれ又は、浸水が発生した場合の避難誘導は同項(4)場内アナウンス①により行う。避難指示発令への移行後は、場内アナウンス②により行う。
- ・歩行者出入口部をカラーコーン等で閉鎖する。
- ・車両入口部をカラーコーン等で閉鎖し、車両の進入を禁止する。
- ・可能な範囲で、駐車車両内に人が留まっているか確認し、避難誘導を行う。
- ・可能な範囲で、身体の不自由な方や、妊婦、お年寄りや子供などには配慮をもって対応する。

(3) 避難場所及び避難経路

避難場所については、【磯上体育館】とする。(別添4のとおり)

避難経路については、別添5「避難経路図」のとおりとする。

(4) 避難誘導アナウンス

①浸水のおそれ又は、浸水が発生した場合(場内アナウンス①)

「ただいま、浸水のおそれ又は、浸水が発生しています。

地下駐車場から地上の安全な場所に避難してください。

避難先は磯上体育館です。」

②避難指示が発令された場合(場内アナウンス②)

「ただいま、避難指示が発令されています。

地下駐車場から直ちに地上の安全な場所に避難してください。

避難先は磯上体育館です。」

(情報収集及び避難の確保を図るための施設の整備)

第9条 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する施設及び資器材については、次のとおりとする。

なお、これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

(1) 情報収集・伝達

- ・テレビ・ラジオ又はパソコン等、気象情報を収集できるもの。
- ・電話 ・ファックス ・緊急時用携帯電話（充電されているもの）

(2) 避難誘導

- ・場内放送設備 ・懐中電灯（電池）・避難口誘導灯 ・カラーコーン ・カラーバー

(防災教育及び訓練の実施)

第10条 防災教育及び訓練を実施するものとする。

(1) 統括管理者は、新たに自衛水防組織の構成員となった道路公社職員を対象に、自衛水防組織の活動に関して周知を行う。

(2) 統括管理者は、年1回、自衛水防組織の全構成員を対象に、自衛水防組織の活動について研修を実施するとともに、以下のとおり訓練を実施する。

①訓練の内容 情報収集及び伝達方法の確認

②訓練実施時期 情報伝達訓練及び安否確認訓練実施時

(3) 管理委託業者は、新規配属の従業員を対象に、自衛水防組織の活動に関して周知を行う。

(4) 管理委託業者は、浸水時に適切に対応するため、自衛水防組織の活動について研修を実施するとともに、以下のとおり訓練を実施する。

①訓練の内容

a 水防訓練

- ・止水板の設置、土嚢の配置訓練

b 情報収集、伝達訓練

- ・情報収集及び伝達方法の確認

c 避難誘導訓練

- ・避難誘導方法及び誘導方向、避難誘導員の人員配置に関する訓練
- ・避難要援護者に対する訓練

d 逃げ遅れた人の救助、けが人の救護に関する訓練

e 非常放送に関する訓練

②訓練実施時期 消防訓練実施時

(計画の見直し)

第11条 本計画は、必要の都度見直すこととする。

(附則)

本計画は、令和6年（2024年）11月1日より実施する。

本計画は、令和7年（2025年）8月1日より実施する。

※下記図は、「洪水浸水想定区域図」を一部抜粋・拡大している。



神戸市道路公社駐車場自衛水防組織活動要領

(目的)

第1条 神戸市道路公社災害対策要綱第13条第1項に基づき、駐車場の浸水対策を講じ、もって駐車場の安全な利用に資するため、本要領を定めるものとする。

(対象)

第2条 本要領の対象は、神戸市道路公社が所有、管理する三宮中央通り駐車場、大倉山駐車場（以下、「各駐車場」という。）とする。

(自衛水防組織の編成)

第3条 理事長は管理権原者として、第4条による活動を実施するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者には、道路公社経営企画部経営企画課長を充てる。

(2) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(3) 統括管理者は、第4条による活動に必要な指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織は、道路公社職員及び駐車場管理運營業務委託業者（以下「管理委託業者」という）により組織する。

(1) 自衛水防組織には、指揮班、現地班、総務班及び応援班を編成し、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1「自衛水防組織活動任務」のとおりとする。

(3) 自衛水防組織の連絡については、別表2「緊急連絡網」のとおりとする。

(自衛水防組織の活動)

第4条 各駐車場で行う自衛水防組織の活動内容は次のとおりとする。

(1) 三宮中央通り駐車場は、「三宮中央通り駐車場津波時避難確保計画」、「三宮中央通り駐車場避難確保・浸水防止計画」及び、第6条による活動を行うものとする。

(2) 大倉山駐車場は、第6条による活動を行うものとする。

(自衛水防組織の運用)

第5条 統括管理者は、各駐車場の状況に応じて、必要な水防活動を自衛水防組織に行わせるものとし、そのために必要な体制を確保する。

2 管理委託業者は、第4条による活動に対応できるよう、従業員の体制を確保する。

(内水氾濫等による浸水防止)

第6条 管理委託業者は、側溝の溢水等による局所的な浸水のおそれに対し、必要に応じて、別表3「内水氾濫等による浸水防止に関する活動」により、土のうに加えて止水板の設置の是非を判断し実施するものとする。

(自衛水防組織の装備)

第7条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品等を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品等は、別表4「自衛水防組織装備品等リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品等については、各駐車場に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(要領の見直し)

第8条 本要領は、必要の都度見直すこととする。

(附則)

本要領は、平成26年7月1日より実施する。

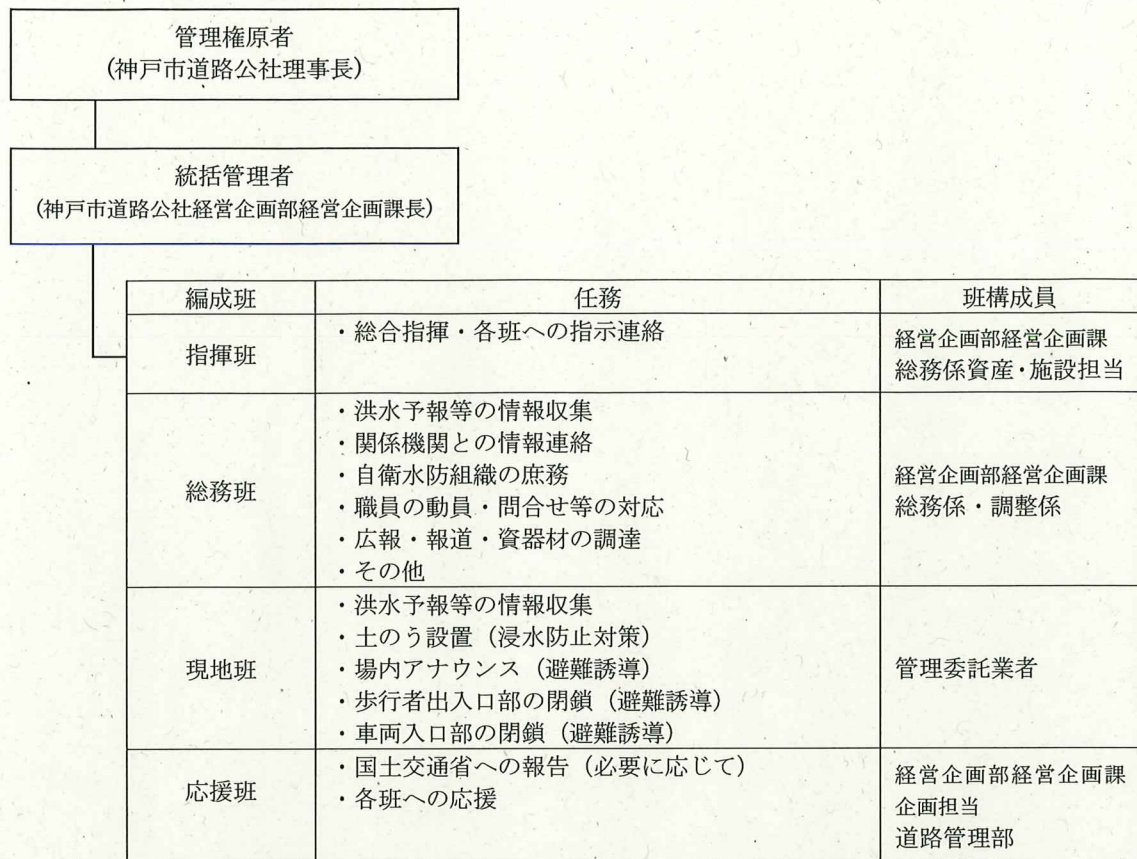
(附則)

本要領は、令和4年4月1日より実施する。

(附則)

本要領は、令和7年8月1日より実施する。

別表1 「自衛水防組織活動任務」



別表2「緊急連絡網」

神戸市道路公社 電話：078-583-0234 FAX：078-583-3845 所在地：神戸市北区山田町下谷上字池ノ内6番の1	三宮中央通り駐車場（管理委託業者：神戸電鉄グループ共同事業体） 電話：078-333-3388 FAX：078-333-3380 所在地：神戸市中央区三宮町1丁目ほか 営業時間：（入庫）7時～23時（出庫）7時～24時
大倉山駐車場（管理委託業者：ポート産業（株）） 電話：078-382-0823 FAX：078-382-0883 所在地：神戸市中央区楠町4丁目 営業時間：24時間営業	

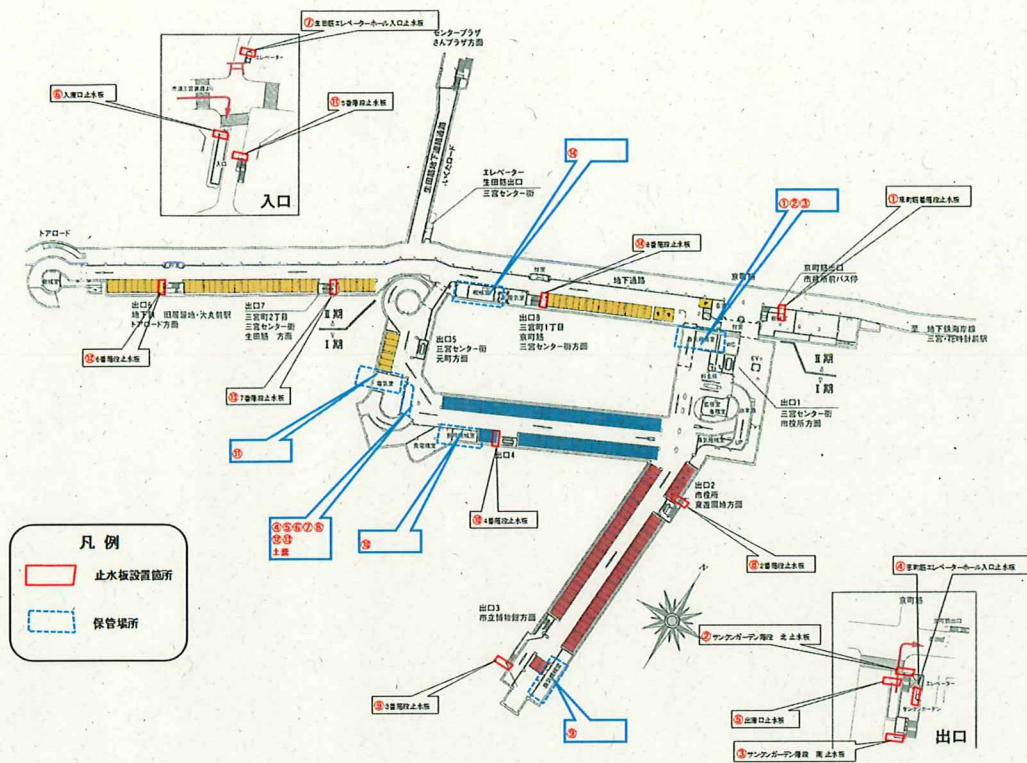
別表3「内水氾濫等による浸水防止に関する活動」

活動実施の判断	活動内容	対応組織
・地上部周辺の目視確認により、周辺の側溝等の逸水のおそれが見込まれるとき	・気象予報、周辺状況等の情報収集（地上部周辺の目視確認を行う）	現地班
	・浸水防止に使用する資器材の準備	現地班
	・統括管理者への状況報告	現地班
・地上部周辺の目視確認により、周辺の側溝等の逸水が確認され、浸水のおそれが見込まれるとき ・浸水が確認されたとき	・気象予報、周辺状況等の情報収集（地上部周辺の目視確認を行う）	現地班
	・統括管理者への浸水防止の開始の連絡（状況及び、浸水防止が必要な出入口を報告する）	現地班
	・浸水防止の実施（必要な出入口部に土のう等を設置する）	現地班

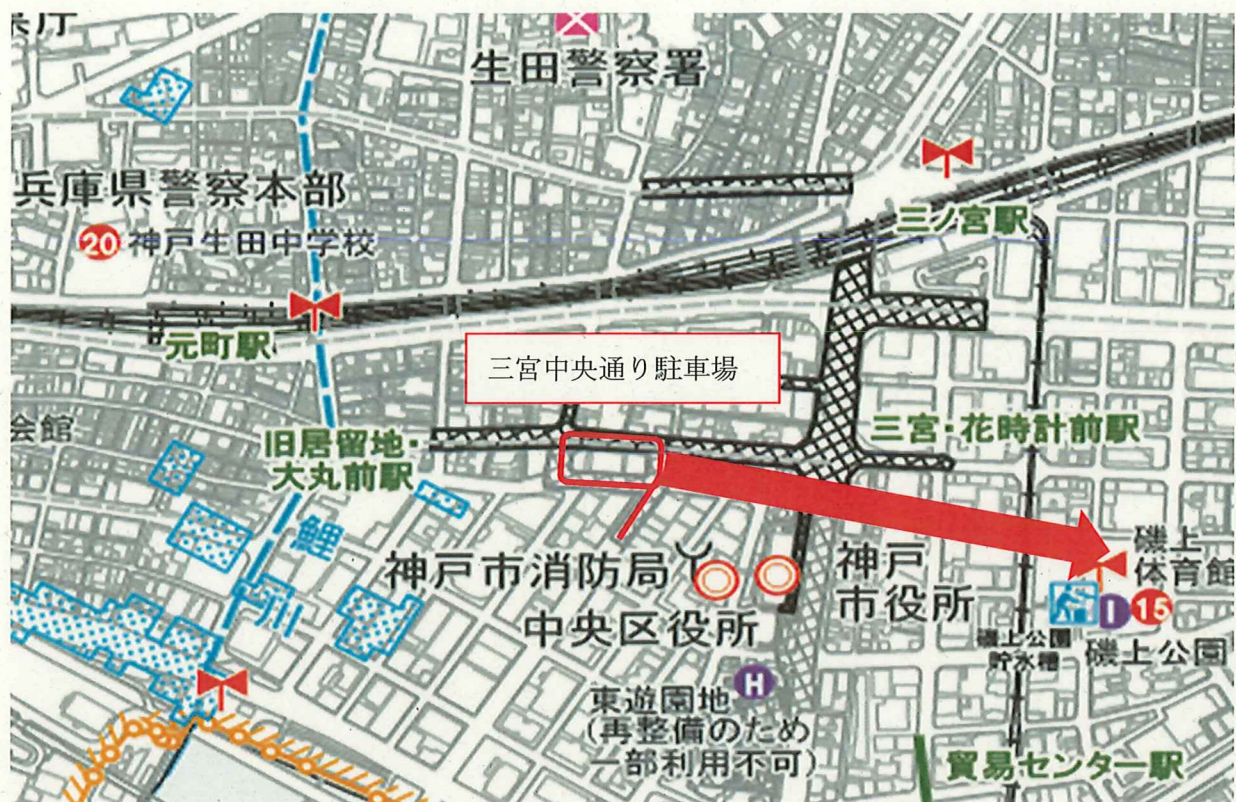
別表4 「自衛水防組織装備品リスト」

任務	装備品等
各班共通	・緊急連絡網 ・避難経路図 ・緊急用携帯電話
指揮班・総務班・現地班	情報収集及び伝達に必要なもの ・テレビ・ラジオ・パソコン（インターネットに接続）など ・電話 ・ファックス
現地班	避難誘導及び浸水防止対策に必要なもの ・場内放送設備 ・浸水防止用資器材（止水板、土のう） ・歩行者出入口部及び車両入口部の閉鎖用資材（カラーコーン、カラーバー） ・避難口誘導灯 ・懐中電灯

別添 3 三宮中央通り駐車場 止水板設置箇所および保管場所

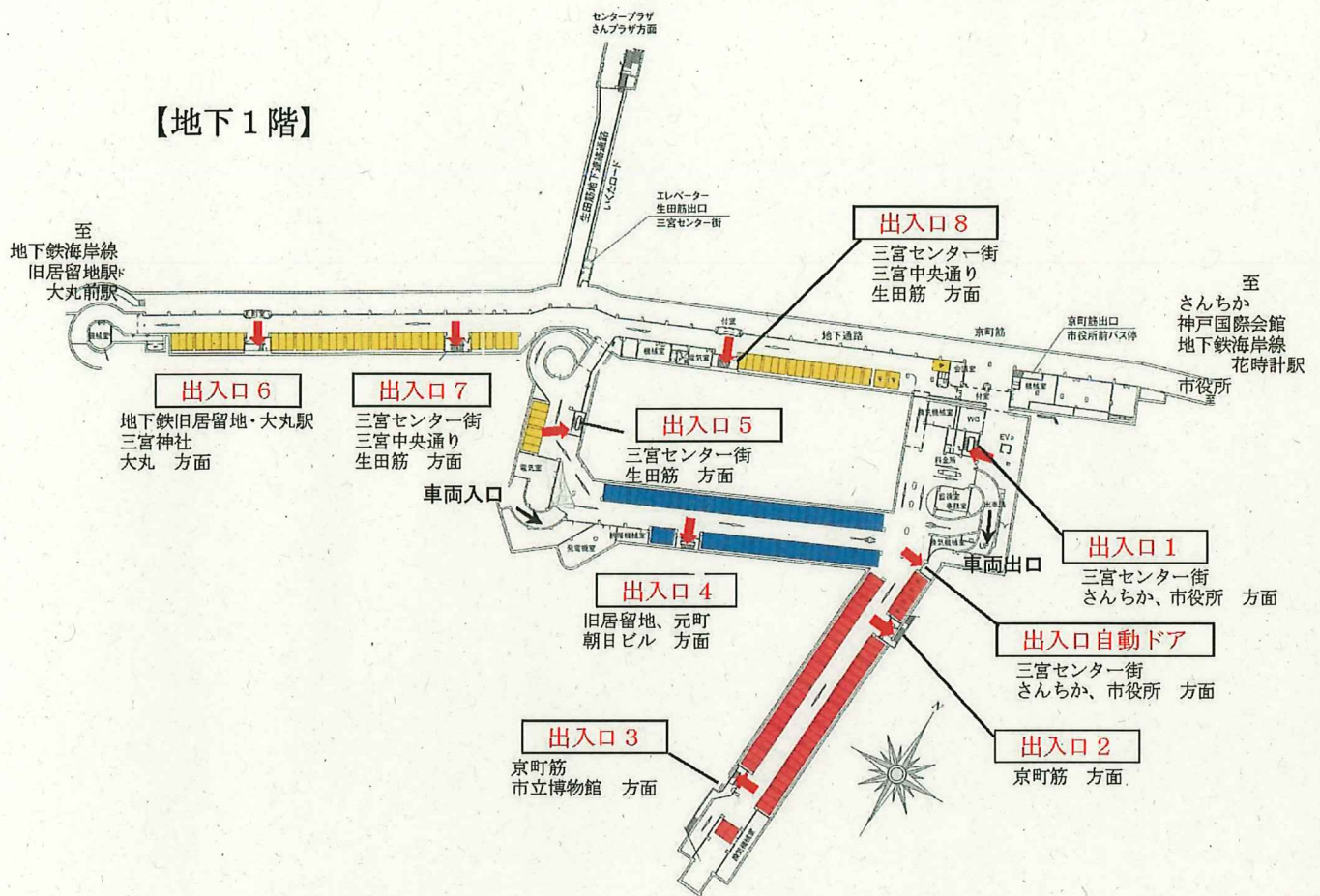


別添4 避難場所：磯上体育館



三宮中央通り駐車場避難経路図

【地下1階】



【地下2階】

